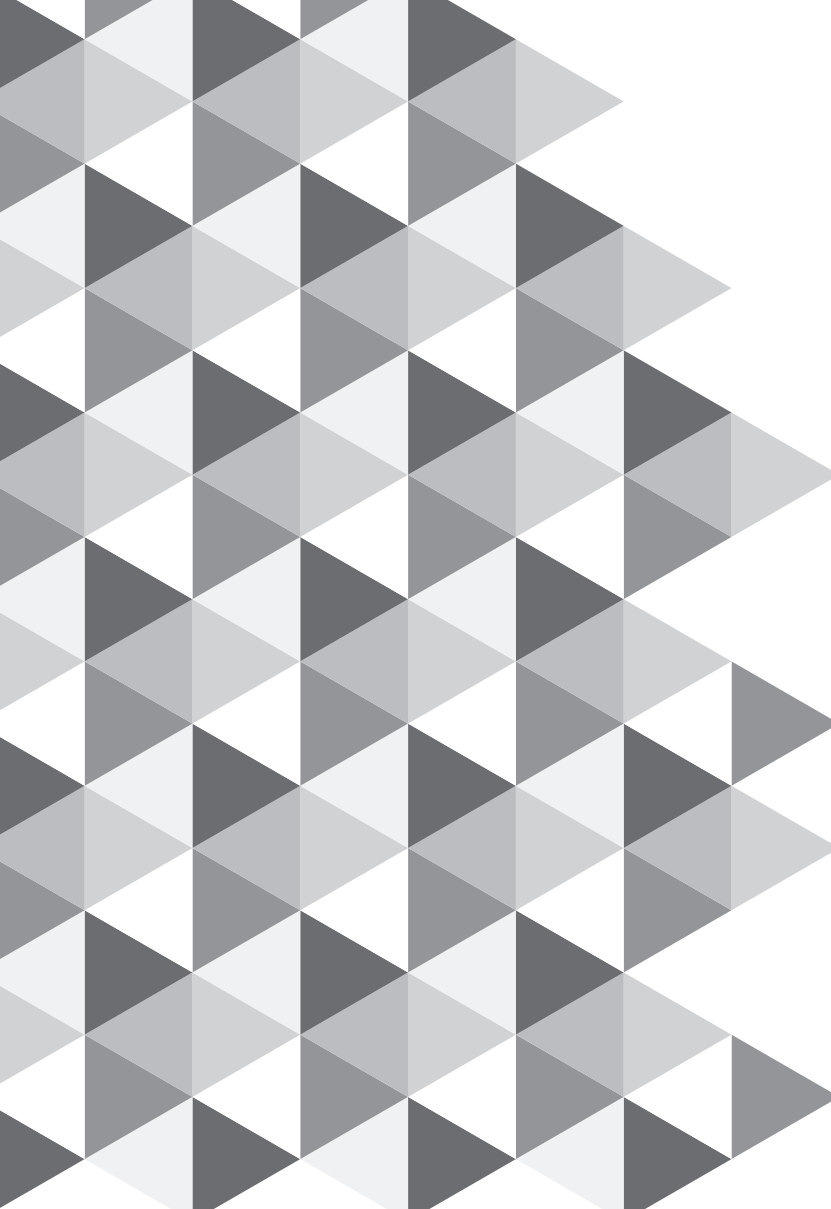




# 第37回定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月21日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 2階 東雲  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## 決議 事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

## 目次

|          |    |
|----------|----|
| 招集ご通知    | 1  |
| 株主総会参考書類 | 2  |
| 事業報告     | 10 |
| 連結計算書類   | 31 |
| 計算書類     | 43 |
| 監査報告     | 50 |

**DAL**

Data Applications Company, Limited

株式会社 データ・アプリケーション

証券コード 3848

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番2号  
**株式会社データ・アプリケーション**  
代表取締役社長執行役員 安 原 武 志

## 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 2階 東雲  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款の一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dal.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき43円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は131,244,213円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付けで「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の施行により、上場会社は、定款に定めることにより一定条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するとともに、新型コロナウイルス感染症やその他有事等の発生に伴う社会情勢の変化にも柔軟に対応ができるものと考え、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更に関しては、株主様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- ③上記の新設する規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

### 2. 定款変更案の内容

定款変更案の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                       | 変更案                                                               |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| (招集)<br>第12条（条文省略）<br>(新設) | (招集)<br>第12条（現行どおり）<br><u>(2) 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

| 現行定款             | 変更案                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)             | (電子提供措置等)                                                                                |
|                  | 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。                                |
|                  | (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第14条～第45条 (条文省略) | 第15条～第46条 (現行どおり)                                                                        |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | 附則                                                                                                                          |
|      | <p>(1) 第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> |
|      | <p>(2) 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p>                                                    |
|      | <p>(3) 本附則は<u>施行日から6か月を経過した日に削除する。</u></p>                                                                                  |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、当事業年度における業務執行状況及び業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | やす はら たけ し<br>安 原 武 志<br>(1966年3月20日生) | 1989年 4月 日商エレクトロニクス株式会社入社<br>1995年 4月 日本オラル株式会社入社<br>2009年 4月 当社入社<br>2009年 6月 営業本部長<br>2010年 4月 執行役員営業本部長<br>2015年 6月 取締役就任<br>2020年 4月 代表取締役社長執行役員就任（現任）                                                      | 8,020株         |
| 2         | かね こ たか あき<br>金 子 貴 昭<br>(1962年7月10日生) | 1986年 4月 NOK株式会社入社<br>1990年 1月 デジタルテクノロジー株式会社入社<br>2003年 8月 株式会社アマナ入社<br>2006年 9月 当社入社<br>2009年 4月 執行役員経営管理本部長<br>2015年 4月 執行役員経営企画管理本部長（現任）<br>2016年 5月 株式会社鹿児島データ・アプリケーション監<br>査役就任（現任）<br>2019年 6月 取締役就任（現任） | 5,809株         |
| 3         | いわ した まこと<br>岩 下 誠<br>(1965年6月25日生)    | 1987年 4月 三武情報ビジネス株式会社入社<br>1990年 3月 株式会社コンピュータパック（現 株式会社<br>サイプレス・ソリューションズ）入社<br>1995年 8月 当社入社<br>2018年 4月 執行役員カスタマーサービス本部長<br>2020年 4月 執行役員技術本部長（現任）<br>2020年 6月 取締役就任（現任）<br>2021年10月 技術探求室長（現任）              | 24,200株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安原武志氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の営業部門を中心に管掌し、2020年4月から代表取締役として経営を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
3. 金子貴昭氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の経営企画管理部門を管掌し、2019年6月から取締役として経営の一翼を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
4. 岩下誠氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は長年にわたり当社の技術系部門に従事・管掌し、2020年6月から取締役として経営の一翼を担っており、当社の業務執行に貢献できると判断したことにあります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | あさの まさ 孝<br>浅野昌孝<br>(1963年8月29日生) | 1989年10月 中央監査法人（みすず監査法人へ改称）入所<br>1993年 4月 公認会計士登録<br>2002年 4月 公認会計士浅野昌孝事務所開所（現在）<br>2002年 4月 税理士登録<br>2005年 6月 あると監査法人（現・あると築地有限責任監査法人）設立 社員就任<br>2010年 4月 あると築地監査法人（現・あると築地有限責任監査法人）理事長就任（現任）<br>2014年 6月 当社監査役（非常勤）就任<br>2016年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）                                                                             | 4,500株     |
| 2     | もとむら たけし<br>本村健<br>(1970年8月22日生)  | 1997年 4月 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所<br>2003年10月 Steptoe & Johnson LLP (Washington) 勤務<br>2007年 6月 学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事<br>2009年 1月 岩田合同法律事務所 パートナー（現任）<br>2015年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官<br>2016年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2017年12月 アルテリア・ネットワークス株式会社 監査役就任（現任）<br>2019年 4月 東京大学客員教授<br>2019年12月 学校法人大妻学院・監事（現任）<br>2020年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師 | 6,100株     |

- (注) 1. 当社は、本村健氏が所属している岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅野昌孝と本村健の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 浅野昌孝氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての長年の識見と経験を、当社の監査等委員である社外取締役として当社監査体制に活かし、当社監査体制の強化につなげることができるかと判断したことにあります。
4. 本村健氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要として、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を、当社の監査等委員である社外取締役として当社監査体制に活かし、当社監査体制の強化につなげることができると判断したことにあります。
5. 浅野昌孝及び本村健の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、浅野昌孝氏は、2014年6月から2016年6月まで当社監査役でありました。
6. 当社は、浅野昌孝及び本村健の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、浅野昌孝及び本村健の両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、浅野昌孝及び本村健の両氏が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 当社は、浅野昌孝及び本村健の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社の社外役員の独立性判断基準に基づき、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、当社は、本村健氏が所属する岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますがその取引額の売上高に占める割合は2022年3月期で、当社及び同事務所のいずれにおいても1%未満となっており、東京証券取引所の定めに基づいた当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えないと考えております。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による段階的なまん延防止等重点措置の適用など、感染再拡大への警戒も熾る中、ウクライナ情勢を受けた資源価格の上昇、インフレ圧力、金融政策・為替相場の動向など、注視が必要な状況が継続しており、経済全体での先行きは依然として厳しい状況にあります。

この環境下、当社グループは中期経営計画において、「変革への挑戦」を掲げ、「DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした新たな市場の開拓」「既存事業の周辺市場への展開」「リカーリングビジネスの推進」「優秀な人材の採用・育成」の4つの基本方針を推進することで、データ・インテグレーション（データ連携）の領域においてリーダーとなり、企業のDXに大きな貢献を果たすことを目標としております。

中期経営計画の初年度となる当連結会計年度は、持続的な成長の実現に向け、新しいサービス・価値を提供し続けるため、「新規ビジネス：DXへの挑戦」「既存ビジネス：リカーリングビジネスの推進」「コストの最適化（戦略的投資）」「企業力強化」の4つの重点施策を推進し、戦略製品の市場への訴求による既存ビジネスの深耕に加え、営業本部の再編による営業活動の強化、製品のサブスクリプションでの提供の強化、SaaS接続オプションの提供等を実施してまいりました。これにより、サブスクリプション売上高は、2021年3月期実績の約1.8倍（2022年3月単月の売上高は、2021年3月単月の売上高の101.1%増）まで伸張いたしました。また、Web-API機能強化や戦略製品であるACMS ApexにRACCOONのフル機能版を標準搭載したアドバンスドエディションを新たにリリースするなど、製品の機能強化・改善・バージョンアップ等を積極的に行うとともに、技術探求室を中心とした新技術・新サービスの模索等を実施してまいりました。加えて、IT・人材に対する投資を行うとともに、株式会社テクノスジャパンと業務提携を行い、企業間取引の注文決済業務を効率化する株式会社テクノスジャパンのプラットフォーム「CBP」と、当社のエンタープライズ・データ連携基盤「ACMS Apex」との連携によるDXソリューションを展開し、クラウド上の企業間協調プラットフォームの活用で企業の業務改革や全体最適化を加速させ、お客様のDX推進を図り、働

き方改革をはじめとした社会課題を解決し、企業間の共創を進めることで、更なる事業の拡大を目指してまいります。今後もこの流れを継続し、需要拡大が見込まれる新しいWeb-EDI製品の開発・販売、新規事業・新サービスの創出、他社との提携やM&Aなど、積極的に推進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,301百万円（前期比13.7%増）、営業利益は442百万円（前期比113.6%増）、経常利益は458百万円（前期比109.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は322百万円（前期比94.0%増）となりました。

当社グループの事業は、データ交換系ミドルウェア等の企業の業務プロセスを支える基盤型ソフトウェア製品等の開発・販売・保守及びこれらソフトウェア製品の導入や運用を支援するサービス等の提供を行う単一セグメントのソフトウェア関連事業であります。なお、売上区分別の状況は、次のとおりであります。

#### イ. リカーリング（※）

売上高総額は、1,639百万円（前期比24.1%増）となりました。

これは、サブスクリプション売上が堅調に推移したことが主な要因であります。

なお、総売上に占める同売上高比率は、71.2%です。

#### ロ. ソフトウェア

売上高総額は、642百万円（前期比 4.7%減）となりました。

これは、売り切り型からサブスクリプション型の販売形態へ戦略的に移行させていることが主な要因であります。

なお、総売上に占める同売上高比率は、27.9%です。

#### ハ. サービスその他

売上高総額は、19百万円（前期比33.8%減）となりました。

これは、ソフトウェア製品販売に付随するサービスの提供や通信機器の販売等が減少したことが要因であります。

なお、総売上に占める同売上高比率は、0.9%です。

売上区分別の売上高実績は、次のとおりであります。

| 売 上 区 分       | 売 上 高       | 構 成 比  |
|---------------|-------------|--------|
| リ カ ー リ ン グ   | 1,639,200千円 | 71.2%  |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 642,630千円   | 27.9%  |
| サ ー ビ ス そ の 他 | 19,589千円    | 0.9%   |
| 合 計           | 2,301,419千円 | 100.0% |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

※リカーリングとは、継続的なサービス提供から得られる収益のこと。ソフトウェアのメンテナンス売上とサブスクリプション売上などを含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は24,234千円であり、その主な内容はコンピュータ機器等1,680千円、販売管理システム改修13,542千円、ポータルサイト構築5,812千円等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 34 期<br>(2019年3月期) | 第 35 期<br>(2020年3月期) | 第 36 期<br>(2021年3月期) | 第 37 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | 2,314,522            | 2,148,633            | 2,024,422            | 2,301,419                         |
| 経常利益 (千円)                | 665,519              | 370,485              | 218,983              | 458,521                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | 506,412              | 267,220              | 165,995              | 322,008                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 168.08               | 88.69                | 54.96                | 106.13                            |
| 総資産 (千円)                 | 4,126,025            | 4,305,023            | 4,626,250            | 4,884,131                         |
| 純資産 (千円)                 | 3,391,583            | 3,551,576            | 3,672,934            | 3,838,227                         |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 1,125.69             | 1,178.79             | 1,214.36             | 1,257.53                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|-------|----------|---------------|
| 株式会社<br>鹿児島データ・アプリケーション | 30百万円 | 100.0%   | ソフトウェア製品の受託開発 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を中核事業とする研究開発型の企業集団であり、今後の事業成長において、以下の項目に対処すべき課題と認識し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

##### ① 市場動向への対応

企業間のデータ交換である電子商取引は、従来通信網からインターネット通信網を利用した電子商取引へ転換し、さらに企業間データ交換も含めたシステムの全体最適化を目指して、分散化する企業内のシステム間のプロセス連携、データ連携といったデータ統合需要が拡大することが予想されます。従いまして、当社グループでは、当該分野に対してのソフトウェア製品の開発及び販売を強化し、売上の拡大を図ってまいります。

##### ② 研究開発体制の強化

当社グループは、研究開発型企业集団であり、市場における製品の優位性を確保し向上し続けることが経営の重要な課題となっております。これを担う研究開発業務が抱える課題としては、「研究開発の効率化」、「品質管理の強化」が挙げられます。従いまして、研究開発業務プロセスの改善や製品開発における標準化技法の改善を推進するとともに、他企業との共同研究や共同開発等にも柔軟に対応可能な体制とすべく、今後の事業成長のための研究開発基盤の強化を行っていく方針であります。

##### ③ 人材の確保と育成

当社グループは、ソフトウェア製品の開発・販売・保守を主たる事業として行っておりますので、ソフトウェア製品の研究開発のための高度な専門技術や知識を有する技術者が必要不可欠となっております。従いまして、事業の状況に応じて、適時、適切な人材を確保していくことは重要であり、当社グループでは、計画的な採用活動を通じて新卒採用及び中途採用を実施し、優秀な人材の確保に注力していく方針であります。また、人材育成面においても、教育研修を計画的に実施し、専門性の高い技術者の育成に取り組んでおります。

④ 業務提携・資本提携等

近時の情報技術の発展・進化やそれに伴う顧客要望の変化等、事業環境の変化は著しいものがあります。当社グループは、これらの環境変化に迅速に対応し市場における競争力を維持・強化するために、事業展開の速度を重視し、必要に応じた他企業との業務提携あるいは資本提携等を実施することも課題と認識し、課題解決に向けて取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの事業は、データ交換系ミドルウェア等の企業の業務プロセスを支える基盤型ソフトウェア製品等の開発・販売・保守及びこれらソフトウェア製品の導入や運用を支援するサービス等の提供を行う単一セグメントのソフトウェア関連事業であります。

なお、売上区分別の内容は、次のとおりであります。

| 売 上 区 分       | 内 容                                                |
|---------------|----------------------------------------------------|
| リ カ ー リ ン グ   | サブスクリプションモデルのストック型収益及び年間契約に基づくソフトウェア製品のメンテナンスサービス等 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | データ交換系ミドルウェア等の基盤型ソフトウェア製品の開発及び販売                   |
| サ ー ビ ス そ の 他 | ソフトウェア製品に関連した他社製品の仕入販売及び教育サービス等                    |

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

| 名 称 | 住 所    |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都中央区 |

② 子会社

| 名 称                 | 住 所      |
|---------------------|----------|
| 株式会社鹿児島データ・アプリケーション | 鹿児島県鹿児島市 |

**(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）****① 企業集団の使用人の状況**

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 126名 | 3名増         |

(注) 上記使用人数は正規使用人（契約社員含む）のみで、臨時使用人（派遣等）は含んでおりません。

**② 当社の使用人の状況**

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 98名  | －         | 44.8歳 | 11.3年  |

(注) 上記使用人数は正規使用人（契約社員含む）のみで、臨時使用人（派遣等）は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 7,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 3,707,000株 |
| ③ 単元株式数      | 100株       |
| ④ 株主数        | 794名       |
| ⑤ 大株主（上位10名） |            |

| 株 主 名                                                                                  | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 橋 本 慶 太                                                                                | 420,000株 | 13.76%  |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2                                                          | 284,100株 | 9.31%   |
| 光 通 信 株 式 会 社                                                                          | 226,400株 | 7.42%   |
| 武 田 好 修                                                                                | 222,485株 | 7.28%   |
| 中 野 直 樹                                                                                | 194,100株 | 6.36%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT<br>OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行) | 159,100株 | 5.21%   |
| 津 賀 暢                                                                                  | 105,100株 | 3.44%   |
| ジ ャ ス ク シ ス テ ム 株 式 会 社                                                                | 89,000株  | 2.91%   |
| 須 藤 敏 夫                                                                                | 76,000株  | 2.49%   |
| 株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル                                                                    | 71,800株  | 2.35%   |

- (注) 1. 当社は自己株式を654,809株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑥ 当該年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|                      | 株式数    | 対象者 |
|----------------------|--------|-----|
| 取締役（社外取締役及び監査等委員を除く） | 6,000株 | 3名  |
| 取締役（監査等委員）           | —      | —   |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)会社役員の状況 ⑥取締役の報酬等」に記載しております。

## ⑦ その他株式に関する重要な事項

## イ. 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年7月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、決議し、実施いたしました。

処分の目的及び理由に関しては次のとおりです。

当社は、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 払込期日           | 2021年8月19日      |
| 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 6,000株   |
| 処分価額           | 1株につき 1,664円    |
| 処分価額の総額        | 9,984千円         |
| 割当先            | 対象取締役 3名 6,000株 |

## ロ. 当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、当社の従業員に対する譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことについて、決議し、実施いたしました。

処分の目的及び理由に関しては次のとおりです。

当社は、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式制度を導入することを決議いたしました。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 払込期日           | 2021年12月24日     |
| 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 21,600株  |
| 処分価額           | 1株につき 1,796円    |
| 処分価額の総額        | 38,793千円        |
| 割当先            | 従業員 24名 21,600株 |

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位         | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                         |
|------------------|------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>執行役員  | 安原武志 |                                                      |
| 取締役<br>執行役員      | 金子貴昭 | 経営企画管理本部長<br>株式会社鹿児島データ・アプリケーション<br>監査役              |
| 取締役<br>執行役員      | 岩下誠  | 技術本部長<br>技術探求室長                                      |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 板野泰之 | ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社ヨータイ社外取締役            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 浅野昌孝 | 公認会計士浅野昌孝事務所所長<br>あると築地有限責任監査法人理事長                   |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 本村健  | 岩田合同法律事務所パートナー<br>アルテリア・ネットワークス株式会社監査役<br>学校法人大妻学院監事 |

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役板野泰之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（常勤監査等委員）板野泰之氏は、社外取締役であります。同氏はリスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等、様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）浅野昌孝氏は、社外取締役であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）本村健氏は、社外取締役であります。同氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、同氏が所属している岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その取引額の売上高に占める割合は2022年3月期で、当社及び同事務所のいずれにおいても1%未満となっており、東京証券取引所の定めに準拠した当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えないと考えております。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

| 氏 名     | 役 職 ・ 担 当 業 務 |
|---------|---------------|
| 安 原 武 志 | 社長            |
| 金 子 貴 昭 | 経営企画管理本部長     |
| 岩 下 誠   | 技術本部長、技術探求室長  |
| 大 澤 健 夫 | マーケティング本部長    |
| 下 山 勝 義 | 営業本部長         |

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏名      | 退任日        | 退任事由    | 退任時の職名及び重要な兼職の状況               |
|---------|------------|---------|--------------------------------|
| 中 村 晃 治 | 2021年6月22日 | 任 期 満 了 | 株式会社鹿児島データ・アプリケーション<br>代表取締役社長 |
| 武 田 好 修 | 2021年6月22日 | 任 期 満 了 |                                |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

## ⑥ 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、基本報酬としての固定報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬によって構成するものとし、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性・公正性・合理性を確保するための措置を講ずるものとする。

#### b. 固定報酬について

固定報酬は、職責及び役位等に応じて定めるとし、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を勘案して、適宜見直すものとする。

#### c. 業績連動報酬について

事業年度ごとの業績向上へのインセンティブを付与するため、業績連動報酬は、業務執行を行う取締役を対象とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益を業績指標として、予め定めた目標値に対する達成度に応じて変動する係数を用いて算出する。

#### d. 株式報酬について

取締役の報酬として、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るため、譲渡制限付株式報酬を付与する。譲渡制限期間は取締役退任のときまでとし、当社取締役会が正当と認める理由がある場合等を除き、当社株式の全部を無償取得するものとする。付与株式数は、定時

株主総会において承認される額及び株式数の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ、後述の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針に従い算定する株式数とする。

- e. 報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針  
 固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の配分比率は、企業価値の持続的な向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針とする。
- f. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針  
 固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬及び株式報酬は定時株主総会終結後に開催する取締役会においてその額及び株式数を決定した上で、毎年一定の時期に付与する。
- g. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任  
 取締役に対する報酬等の配分等については、取締役会の決議により決定する。当該決定に際しては、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外取締役により構成する指名・報酬諮問委員会が報酬方針及び報酬水準について審議の上、取締役会に対して答申を行い、当該答申に沿って行うものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）     |               |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|---------------|--------------|-----------------------|
|                             |                     | 固 定 報 酬            | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 73,800<br>(-)       | 44,750<br>(-)      | 21,562<br>(-) | 7,488<br>(-) | 5<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 26,400<br>(26,400)  | 26,400<br>(26,400) | -<br>(-)      | -<br>(-)     | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）            | 100,200<br>(26,400) | 71,150<br>(26,400) | 21,562<br>(-) | 7,488<br>(-) | 8<br>(3)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。  
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年15千株以内（監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名です。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況 (1)当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社グループの業態より、業績を指し示すものとして最も適切な指標であるからであります。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく当該事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第31回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。  
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 監査等委員でない取締役の報酬等について、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会にて検討・審議しましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

## ⑦ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）板野泰之氏は、ヤマシンフィルタ株式会社及び株式会社ヨータイの社外取締役であります。当社は、いずれとの間にも特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野昌孝氏は、公認会計士浅野昌孝事務所の所長であります。当社は、公認会計士浅野昌孝事務所との間に特別の関係はありません。  
また、同氏はあると築地有限責任監査法人の理事長であります。当社は、あると築地有限責任監査法人との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本村健氏は、岩田合同法律事務所のパートナーであります。当社は、岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。また、同氏はアルテリア・ネットワークス株式会社の社外監査役であります。当社は、同社との間に特別の関係はありません。  
また、同氏は学校法人大妻学院の監事であります。当社は、学校法人大妻学院との間に特別の関係はありません。

## □. 当事業年度における主な活動状況

|                  |      | 出席状況、発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                         |
|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 板野泰之 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。リスク管理及びコンプライアンス並びにIT技術等に関する経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 浅野昌孝 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>                            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 本村健  | <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>                          |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる事象が判明し、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提案いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、各社ごとの「経営理念」及びグループの全構成員を対象とする「企業行動規範」を定め、誠実に行動するための基盤とするとともに、企業活動においては、法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守する。

ロ. 当社は、代表取締役が、グループ経営会議において、当社グループのコンプライアンス活動に係る活動方針等を定めコンプライアンス体制の強化を図るとともに、主要な会議において、当社グループの取締役、使用人の法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努める。

ハ. 当社は、「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令上の疑義のある行為に関して、情報提供を行える内部通報制度を運営する。

二. 当社は、業務執行部門とは独立した内部監査部門が、定期的に取り締役及び使用人の職務の執行を含めた当社グループの企業活動全般の適法性、及び適正性を監査し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会に報告する。

##### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、当社規程・マニュアルに従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存し、取締役から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。

##### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「危機管理規程」を定め、危機管理規程の更新や関連するマニュアルの整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告等を行うことを目的とした「リスク管理委員会」を設ける。

ロ. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役もしくは管理担当取締役を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家の助言を受け迅速な対応を行う。

ハ. 内部監査部門は当社グループ全体のリスク管理体制の状況を定期的に監査し、社長執行役員及び監査等委員会に報告する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社に対する経営全般についての指導を行うとともに、それぞれの会社の自主性を尊重することとし、当社及び子会社の取締役会は、取締役への業務の委嘱、及び執行役員への執行に係る業務の委嘱を行うとともに、組織責任者及び組織の業務分掌を定めること等を通じて、適正かつ機動的に当社グループ全体の業務執行が行なわれる体制を確保する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「グループ会社管理規程」において、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、当社及び子会社の取締役が出席するグループ経営会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が当該経営会議において報告することを義務づける。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置く。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

ロ. 当社が監査等委員会補助者を設置した場合は、監査等委員会補助者の人事考課は監査等委員会の同意を要し、監査等委員会補助者の人事に関する事項等については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うことを要し、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ. 当社の監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議ほか重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、監査に必要な書類等を閲覧し、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求める。

ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

- ⑧ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役・監査役等及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、当社の内部監査部門を通じて会社の業務に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
- ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社の監査等委員会から報告の求めがあった場合または内部通報が生じた場合にはその都度、また、求めがなくとも定期的に、当社グループの取締役・監査役等及び使用人からの内部通報の状況について、当社の監査等委員会に対して報告する。
- ⑨ 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査等委員会、監査役会または監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合または独自の専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換により相互の意思疎通を図るとともに、内部監査部門や会計監査人とも情報交換を行う等の緊密な連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス体制

当社グループでは、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ経営会議を月1回開催しておりますが、当該会議において当社グループにおけるコンプライアンス活動に係る活動方針である「企業行動規範」について再確認を行い、法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努めました。

また、内部通報制度について、「内部通報規程」に沿って適切に制度を運用していることを確認いたしました。

### ② リスク管理体制

当社グループ全体の危機発生時の体制として、当社代表取締役とリスク管理担当取締役が「リスク管理委員会」を設け、グループ会社の代表取締役と連携して危機発生に対応することを確認しております。

### ③ 取締役の職務執行

月1回の定時取締役会に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、当社取締役、執行役員、及びグループ会社取締役等が出席するグループ経営会議を月1回開催し各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体の業務執行が行われる体制を確保しております。

当事業年度においては、取締役会は18回、経営会議及びグループ経営会議は計14回開催されております。

### ④ 監査等委員会の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また、業務執行状況の報告を受ける等の他、重要な経営会議等に出席し監査の実効性の向上を図っております。

また、監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するため、業務執行取締役の指揮命令から独立した監査等委員会補助者を置き、監査等委員の補助を行っております。

当事業年度においては、監査等委員会は14回開催されております。

⑤ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査規程に基づき年度計画に即した書類監査及び実地監査を実施し、業務の適正化に努めております。

当事業年度において、内部監査は15回実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産   | 3,998,705 | 流 動 負 債       | 967,031   |
| 現金及び預金    | 3,711,304 | 買掛金           | 40,415    |
| 売掛金       | 221,329   | 未払金           | 196,072   |
| その他       | 66,071    | 未払法人税等        | 127,925   |
| 固 定 資 産   | 885,425   | 前受金           | 535,383   |
| 有形固定資産    | 173,523   | その他           | 67,234    |
| 建物        | 141,029   | 固 定 負 債       | 78,871    |
| 工具、器具及び備品 | 4,419     | 資産除去債務        | 54,219    |
| リース資産     | 28,074    | リース債務         | 24,652    |
| 無形固定資産    | 28,020    | 負 債 合 計       | 1,045,903 |
| 投資その他の資産  | 683,881   | 純 資 産 の 部     |           |
| 投資有価証券    | 396,759   | 株 主 資 本       | 3,844,643 |
| 差入保証金     | 198,949   | 資 本 金         | 430,895   |
| 繰延税金資産    | 42,245    | 資 本 剰 余 金     | 371,595   |
| その他       | 45,927    | 利 益 剰 余 金     | 3,611,469 |
| 資 産 合 計   | 4,884,131 | 自 己 株 式       | △569,316  |
|           |           | その他の包括利益累計額   | △6,416    |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | △6,416    |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 3,838,227 |
|           |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,884,131 |

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,301,419 |
| 売上原価            | 673,325   |
| 売上総利益           | 1,628,094 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,186,000 |
| 営業利益            | 442,093   |
| 営業外収益           |           |
| 受取配当金           | 12,543    |
| 助成金収入           | 4,497     |
| その他の            | 853       |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 115       |
| 雑損              | 1,350     |
| 経常利益            |           |
| 税金等調整前当期純利益     | 458,521   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 144,726   |
| 法人税等調整額         | △8,214    |
| 当期純利益           | 322,008   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 322,008   |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 430,895 | 346,816   | 3,419,517 | △593,314 | 3,603,914   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △130,057  |          | △130,057    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 322,008   |          | 322,008     |
| 自 己 株 式 の 処 分                |         | 24,779    |           | 23,998   | 48,777      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |          | －           |
| 連結会計年度中の変動額合計                | －       | 24,779    | 191,951   | 23,998   | 240,729     |
| 当連結会計年度末残高                   | 430,895 | 371,595   | 3,611,469 | △569,316 | 3,844,643   |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|---------------|-----------|
|                              | その他有価証券評価差額金          | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 69,019                | 69,019        | 3,672,934 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |               | △130,057  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |               | 322,008   |
| 自 己 株 式 の 処 分                |                       |               | 48,777    |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | △75,435               | △75,435       | △75,435   |
| 連結会計年度中の変動額合計                | △75,435               | △75,435       | 165,293   |
| 当連結会計年度末残高                   | △6,416                | △6,416        | 3,838,227 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社鹿児島データ・アプリケーション

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～18年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残価価額をゼロとする定額法を採用しております。

##### ③ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. リカーリング

契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

ロ. ソフトウェア

ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 3. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

(単位：千円)

|                       | 売上区分      |         |         | 合計        |
|-----------------------|-----------|---------|---------|-----------|
|                       | リカーリング    | ソフトウェア  | サービスその他 |           |
| 一時点で移転される財又はサービス      | －         | 642,630 | 19,589  | 662,219   |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 1,639,200 | －       | －       | 1,639,200 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 1,639,200 | 642,630 | 19,589  | 2,301,419 |
| その他の収益                | －         | －       | －       | －         |
| 外部顧客への売上高             | 1,639,200 | 642,630 | 19,589  | 2,301,419 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## 1. 契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 371,402 | 190,474 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 190,474 | 221,329 |
| 契約負債（期首残高）          | 371,312 | 557,156 |
| 契約負債（期末残高）          | 557,156 | 535,383 |

契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、391,808千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が21,773千円減少した主な理由は、長期保守契約にかかる前受金について履行義務を充足し収益認識したことによるものであります。

## 2. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------|---------|---------|
| 1年以内    | 391,808 | 421,143 |
| 1年超2年以内 | 56,987  | 40,661  |
| 2年超3年以内 | 37,727  | 10,793  |
| 3年超     | 19,978  | 14,087  |
| 合計      | 506,502 | 486,686 |

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

52,932千円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 3,707,000株    | －株           | －株           | 3,707,000株   |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 682,409株      | －株           | 27,600株      | 654,809株     |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

2021年6月22日開催の第36回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 130,057千円
- ・1株当たり配当額 43円
- ・基準日 2021年 3 月31日
- ・効力発生日 2021年 6 月23日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月21日開催の第37回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 131,244千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 43円
- ・基準日 2022年 3 月31日
- ・効力発生日 2022年 6 月22日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、中長期的資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、原則として、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関し、当社は与信管理規程に従い、財務担当部署が取引先ごとに管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、その他有価証券の株式であります。本株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に発行体企業の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額 |
|---------|----------------|---------|----|
| 投資有価証券  |                |         |    |
| その他有価証券 | 396,759        | 396,759 | —  |

(※) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 3,711,304 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 221,329   | —           | —            | —    |

(注2) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内  | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|-------|-------------|--------------|------|
| リース債務 | 6,379 | 24,652      | —            | —    |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 396,759 | —    | —    | 396,759 |
| 資産計     | 396,759 | —    | —    | 396,759 |

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 8. 資産除去債務に関する注記

(1)資産除去債務の概要

当社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

当社オフィスの使用見込期間は18年であり、割引率は0.176%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|            |          |
|------------|----------|
| 期首残高       | 54,123千円 |
| 時の経過による調整額 | 95千円     |
| 期末残高       | 54,219千円 |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,257円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円13銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

### (1) 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年7月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

#### 1. 処分の概要

|                    |                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日           | 2021年8月19日                                               |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 6,000株                                            |
| (3) 処分価額           | 1株につき 1,664円                                             |
| (4) 処分価額の総額        | 9,984千円                                                  |
| (5) 割当先            | 対象取締役 3名 6,000株                                          |
| (6) その他            | 本自己株式処分については、処分の総額が1千万円以下のため、金融商品取引法による有価証券通知書は提出していません。 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に對して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

## (2) 当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、当社の従業員に対する譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

## 1. 処分の概要

|                    |                                         |
|--------------------|-----------------------------------------|
| (1) 払込期日           | 2021年12月24日                             |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 21,600株                          |
| (3) 処分価額           | 1株につき 1,796円                            |
| (4) 処分価額の総額        | 38,793千円                                |
| (5) 割当先            | 従業員 24名 21,600株                         |
| (6) その他            | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております |

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式制度を導入することを決議いたしました。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社グループの事業活動及び業績への影響は限定的であることから、連結計算書類における会計上の見積り及び仮定に与える重要な影響はありません。

## (4) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 3,924,542 | 流 動 負 債                 | 958,874   |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,639,668 | 買 掛 金                   | 58,290    |
| 売 掛 金           | 221,329   | 未 払 金                   | 175,955   |
| 前 払 費 用         | 58,324    | 未 払 法 人 税 等             | 127,833   |
| そ の 他           | 5,219     | 未 払 消 費 税 等             | 47,027    |
| 固 定 資 産         | 902,608   | 前 受 金                   | 535,383   |
| 有 形 固 定 資 産     | 170,339   | 預 り 金                   | 8,004     |
| 建 物             | 138,654   | リ ー ス 債 務               | 6,379     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 3,610     | 固 定 負 債                 | 78,871    |
| リ ー ス 資 産       | 28,074    | 資 産 除 去 債 務             | 54,219    |
| 無 形 固 定 資 産     | 28,020    | リ ー ス 債 務               | 24,652    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 28,020    | 負 債 合 計                 | 1,037,746 |
| そ の 他           | 0         | 純 資 産 の 部               |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 704,248   | 株 主 資 本                 | 3,795,820 |
| 投 資 有 価 証 券     | 396,759   | 資 本 金                   | 430,895   |
| 関 係 会 社 株 式     | 30,000    | 資 本 剰 余 金               | 371,595   |
| 差 入 保 証 金       | 190,819   | 資 本 準 備 金               | 340,895   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 40,741    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 30,700    |
| そ の 他           | 45,927    | 利 益 剰 余 金               | 3,562,645 |
| 資 産 合 計         | 4,827,150 | 利 益 準 備 金               | 2,770     |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,559,875 |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,559,875 |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △569,316  |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △6,416    |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △6,416    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 3,789,404 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 4,827,150 |

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)  
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 2,301,419 |
| 売 上 原 価                 |         | 733,051   |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,568,368 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,126,745 |
| 営 業 利 益                 |         | 441,622   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 配 当 金               | 12,543  |           |
| そ の 他                   | 1,076   | 13,619    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 115     |           |
| 雑 損 失                   | 1,347   | 1,463     |
| 経 常 利 益                 |         | 453,778   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 453,778   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 143,875 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △8,788  | 135,086   |
| 当 期 純 利 益               |         | 318,691   |

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                 |              |          |             |
|---------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
| 当 期 首 残 高                       | 430,895 | 340,895   | 5,921          | 346,816      | 2,770     | 3,371,241                       | 3,374,011    | △593,314 | 3,558,408   |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |                |              |           |                                 |              |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |           |                |              |           | △130,057                        | △130,057     |          | △130,057    |
| 当 期 純 利 益                       |         |           |                |              |           | 318,691                         | 318,691      |          | 318,691     |
| 自己株式の処分                         |         |           | 24,779         | 24,779       |           |                                 |              | 23,998   | 48,777      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |         |           |                |              |           |                                 |              |          | －           |
| 事業年度中の変動額合計                     | －       | －         | 24,779         | 24,779       | －         | 188,634                         | 188,634      | 23,998   | 237,411     |
| 当 期 末 残 高                       | 430,895 | 340,895   | 30,700         | 371,595      | 2,770     | 3,559,875                       | 3,562,645    | △569,316 | 3,795,820   |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|                                 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                       | 69,019                  | 69,019              | 3,627,428 |
| 事業年度中の変動額                       |                         |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                         |                     | △130,057  |
| 当 期 純 利 益                       |                         |                     | 318,691   |
| 自己株式の処分                         |                         |                     | 48,777    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） | △75,435                 | △75,435             | △75,435   |
| 事業年度中の変動額合計                     | △75,435                 | △75,435             | 161,975   |
| 当 期 末 残 高                       | △6,416                  | △6,416              | 3,789,404 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外の 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）  
もの

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～18年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残価償却額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. リカーリング

契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

ロ. ソフトウェア

ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類 個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額             | 49,056千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。 |          |
| 流動資産のその他                       | 1,246千円  |
| 買掛金                            | 17,875千円 |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

    売上原価 140,662千円

    販売費及び一般管理費 47,722千円

    営業外収益 223千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 682,409株    | －株         | 27,600株    | 654,809株   |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |          |
|---------------|----------|
| 未払賞与          | 22,390千円 |
| 未払事業税         | 7,926千円  |
| 一括償却資産損金算入超過額 | 49千円     |
| その他有価証券評価差額金  | 2,829千円  |
| 株式報酬費用        | 3,094千円  |
| 資産除去債務        | 16,591千円 |
| その他           | 2,399千円  |

繰延税金資産合計 55,280千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 14,538千円

繰延税金負債合計 14,538千円

繰延税金資産の純額 40,741千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称              | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容         | 議決権等の所有割合<br>(%) | 関係内容     |                 | 取引の内容<br>(注) | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|------------------|---------------|------------------|----------|-----------------|--------------|--------------|-----|--------------|
|     |                     |                  |               |                  | 役員の兼任等   | 事業上の関係          |              |              |     |              |
| 子会社 | 株式会社鹿兒島データ・アプリケーション | 30,000           | ソフトウェアの開発及び保守 | 直接<br>100.0      | 兼任<br>1名 | 製品開発業務及び保守業務の委託 | 製品開発業務の委託    | 160,035      | 買掛金 | 17,875       |
|     |                     |                  |               |                  |          |                 | 保守業務の委託      | 28,350       |     |              |

(注) 製品開発業務及び保守業務を委託しております。金額については、工数を基準にして委託した業務に相当する売上高を見積り、市場の実勢価格等を勘案しつつ交渉の上決定しております。

## 10. 資産除去債務に関する注記

「連結計算書類 連結注記表 7. 資産除去債務に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,241円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円04銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

- (1) 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年7月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 11. その他の注記 (1)当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」に記載のとおりであります。

- (2) 当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、当社の従業員に対する譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 11. その他の注記 (2)当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」に記載のとおりであります。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の事業活動及び業績への影響は限定的であることから、計算書類における会計上の見積り及び仮定に与える重要な影響はありません。

- (4) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社データ・アプリケーション

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

中 井

修

公認会計士

谷 川

陽

子

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社データ・アプリケーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データ・アプリケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社データ・アプリケーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

中 井

修

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

谷 川

陽

子

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データ・アプリケーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社データ・アプリケーション 監査等委員会

監査等委員（常勤） 板 野 泰 之 ㊟

監 査 等 委 員 浅 野 昌 孝 ㊟

監 査 等 委 員 本 村 健 ㊟

(注) 監査等委員板野泰之、浅野昌孝及び本村健は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

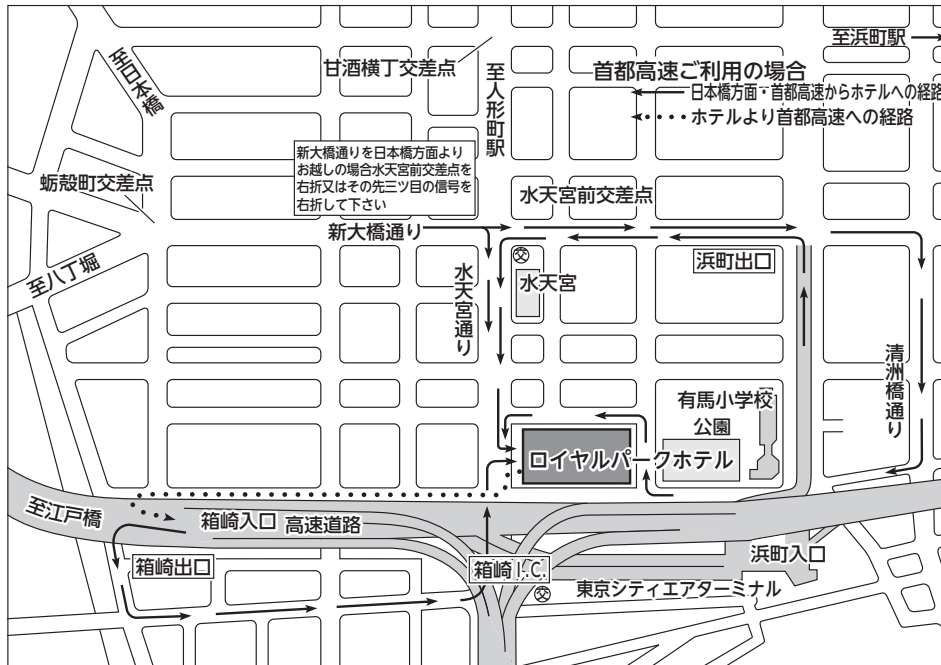
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 2階 東雲

TEL 03-3667-1111



＜お車をご利用の場合＞

東京駅より.....10分

羽田空港より.....30分

### ＜地下鉄をご利用の場合＞

水天宮前駅(東京メトロ半蔵門線)4番出口とホテルが直結しております。

人形町駅(東京メトロ日比谷線・都営浅草線)より徒歩5分。

浜町駅(都営新宿線)より徒歩8分。